

聖籠町下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町条例第13号

聖籠町下水道条例の一部を改正する条例

聖籠町下水道条例（平成11年聖籠町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条の表を次のように改める。

区分	汚水の排除量	使用料月額
基本料金	10立方メートルまで	1,500円
超過料金	一般汚水	1立方メートルにつき150円
	工業汚水	1立方メートルにつき63円
備考		
1 一般汚水とは、次項で規定する工業汚水以外の汚水をいう。		
2 工業汚水とは、特定事業場から製造工程で排除される汚水であって、1日当たりの平均的な汚水の量が50立方メートル以上のものをいう。		

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（下水道使用料に関する経過措置）
- この条例の施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から令和2年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定される工業汚水の超過料金については、この条例による改正後の聖籠町下水道条例第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。